

（本号の目次）-----

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 4 年(2022 年)4 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 4 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 4 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

（掲載判例 INDEX）-----

*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

（民事法）

【1】立法不作為の違法を理由とする国家賠償請求訴訟において、夫婦同氏制を定める民法 750 条及び戸籍法 74 条 1 号は憲法 24 条に違反するとの意見が付された事例(令和 4 年 3 月 22 日最高裁)

参照条文等: 条文: 憲法 24 条、民法 750 条、戸籍法 74 条 1 号

キーワード: 立法不作為 国家賠償請求訴訟 夫婦同氏制

【2】人身傷害保険について保険会社 A が被害者 X に対して自賠責保険分を含めて一括払することを合意した場合において、A が自賠責保険から支払を受けた損害賠償額相当額を X の損害賠償請求権の額から控除することができないとされた事例(令和 4 年 3 月 24 日最高裁)

参照条文等: 自動車損害賠償保障法 16 条 1 項

キーワード: 自賠責保険からの支払い 損害賠償請求からの控除 人身傷害保険

【3】X は Z 医師(故人)が提唱する自閉症療法を受けていたが、症状が改善せず、X の両親にも必要な説明をしていなかったとして Z の相続人 Y に損害賠償を求めた事案で、仮に Z 医師に説明義務違反があったとしても慰謝料請求権は発生しないとして請求を棄却(令和 2 年 7 月 22 日東京高裁)

参照条文等: 民法 710 条、415 条

キーワード: 説明義務違反 慰謝料請求 医療

【4】Y1 社勤務だった B が精神的障害を発病し自殺したのは長時間労働及び代表取締役 Y2、常務取締役 Y3 によるいじめによるものだとして相続人らが損害賠償を請求した事案で、Y1 の安全配慮義務違反、Y2 及び Y3 の故意・重過失を認め賠償請求を認容した事案(令和 2 年 12 月 24 日高松高裁)

参照条文等: 会社法 429 条 1 項

キーワード: いじめ 長時間労働 安全配慮義務

【5】指定暴力団の構成員を含むグループが行った特殊詐欺に関しそれが指定暴力団の事業として行われたかが争われた事案で、暴力団の威力を用いて実行役らを統制していたとして本件を指定暴力団の事業と認定した事例(令和 3 年 1 月 29 日東京高裁)

参照条文等: 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 31 条の 2

キーワード: 指定暴力団 事業 特殊詐欺

【6】自転車を運転していた X が Y1(Y2 の従業員)の運転する自動車と衝突し、高次脳機能障害、腹圧性尿失禁及び神経因性膀胱、PTSD ならびに低髄液圧症候群の各後遺障害が生じたとして Y1、Y2 に対して行った損害賠償請求が認容された事例(令和 3 年 2 月 2 日札幌高裁)

参照条文等: 民法 709 条、715 条 1 項、自動車損害賠償保障法 3 条

キーワード: 自転車 使用者責任 後遺症

【7】日本企業 X は、米カリフォルニア州を本拠とする Y の要請に従い PC 関連部品の量産体制を整えたが、同部品の発注を突然停止され、発注再開のために代金減額及びリポートの支払の要求に応じざるをえなくされたとして損

害賠償を請求したが、認められなかった事例(令和1年9月4日東京地裁)

参照条文等:法の適用に関する通則法7条、17条、20条

キーワード:発注の停止 賠償請求 準拠法

【8】Xは、Yとサービス利用契約を締結し仮想通貨取引のために開設したアカウントが不正アクセスを受け金銭及び仮想通貨が引出されたため、Yが不正取引に応じた結果としてビットコインの返還義務が履行不能になった等として損害賠償等を請求したが棄却された事例(令和2年3月2日東京地裁)

参照条文等:民法85条、657条、資金決済法2条5項1号

キーワード:ビットコイン 不正アクセス 損害賠償請求

【9】学校法人XはYに対し、Yから購入した土地に溶出量基準値を超えるヒ素及び鉛が存在していたとして調査費用及び掘削除去費用等及び地下に新校舎建設工事の障害となるコンクリート等が存在していたことに対して損害賠償を請求し、一部請求が認容された事例(令和3年1月14日大阪地裁)

参照条文等:土壤汚染対策法(平成21年法23号改正後)6条、7条、9条、11条、12条、土壤汚染対策法施行令(平成21年政令246号改正後)3条、5条、土壤汚染対策法施行規則(平成22年環境省令1号改正後)30条、31条、36条、53条、別表第2、第3、第5、民法(平成29年法44号改正前)570条

キーワード:掘削除去費用 基準値を超える有害物質 瑕疵

【10】自筆証書遺言が言及している財産は「現金」のほか不動産および株式であり、その文言上預金は対象とされていないが、被相続人は現金と預金の区別を意識せず「現金」という文言を使用したものと判断し、相続人による金融機関への預金債権払戻しを認容した事例(令和3年8月16日東京地裁)

参照条文等:民法968条

キーワード:自筆証書遺言 「現金」との文言 預金債権払い戻し

(知的財産)

【11】発明の名称を「吹矢の矢」とする特許権を有する被控訴人(原審原告)が被告製品の製造販売等の差止等を求めて認容された原判決につき、それを不服として控訴人(原審被告)が控訴。上記特許権の技術的範囲に属さず均等侵害は成立しないとして原判決を取消した(令和4年3月30日知財高裁)

参照条文等:特許法70条1項、特許法102条2項

キーワード:特許 技術的範囲 均等侵害

【12】原告が被告に対し、原告写真が写真の著作物に該当し、被告が被告ラベルシールを商品に付して販売する行為が原告の原告写真に係る著作権を侵害するなど主張して、被告ラベルシールの写真部分の差止め等を求めたところ、同請求が棄却された事例(令和4年3月30日東京地裁)

参照条文等:著作権法21条、26条の2、112条

キーワード:写真 著作権 ありふれた表現 創作的表現

(民事手続)

【13】権利能力のない社団であるXが提起した建物の共有持分権確認請求訴訟において、控訴審がXの請求につき共有持分権の構成員全員への総有的帰属の確認を求める趣旨か否かについて釈明権を行使することなく棄却したことに違法があるとされた(令和4年4月12日最高裁)

参照条文等:民事訴訟法149条

キーワード:権利能力なき社団 総有 釈明権行使

(刑事法)

【14】A証券の社員であった被告は、C社の子会社Dの株式公開買い付けの情報を入手し、知人EにD社株を事前

に買付けさせた。原判決は被告人が公開買付の実施につき「職務に関し知った」場合に該当するとしたが、本判決も原判決の判断を正当として上告を棄却(令和4年2月25日最高裁)

参照条文等:金融商品取引法167条1項6号

キーワード:その職務に関し知った 株券の公開買付

【15】農地の所有者たる譲渡人と譲受人との間で農地の売買契約が締結されたが、譲受人の委託に基づき第三者名義を用いて農地法所定の許可が取得され当該第三者に所有権移転登記が移転された場合、当該第三者が当該土地を不法に領得したときは横領罪が成立すると判示しつつ、被告人の主張に対して判断していないとして原判決を破棄して差し戻した事案(令和4年4月18日最高裁)

参照条文等:刑法第252条1項

キーワード:農地 所有権移転 横領

(公法)

【16】一括分割で不動産を取得した場合地方税法73条の7第2号括弧書きの「分割前の当該共有物に係る持分の割合を超える部分」の有無等については、分割対象とされた個々の不動産ごとに分割前の持分割合に相当する価格と分割後に所有することとなった不動産の価格とを比較して判断するのが相当と判示(令和4年3月22日最高裁)

参照条文等:地方税法73条の7第2号の3

キーワード:不動産取得税 一括分割

【17】相続税の課税価格に算入される財産の価額について、財産評価基本通達による画一的な評価が実質的な租税負担の公平に反する事情がある場合、当該財産を評価通達の定める方法で評価した価額を上回る価額によるものとしても平等原則に違反するものではないと判示(令和4年4月19日最高裁)

参照条文等:相続税法22条、財産評価基本通達

キーワード:相続税 財産評価 平等

【18】労働組合 X が集会参加者を自家用バス等に寄せ開催地へ往復し料金を徴収したことに、大阪府の警察官が一般旅客自動車運送事業の経営に当たる(道路運送法違反)として組合事務所への搜索差押許可状を請求し同許可状が発布されたことに対し、X が違法な公権力行使として損害賠償を請求。本判決は原判決を変更して X の請求を一部認容(令和3年2月4日大阪高裁)

参照条文等:国家賠償法1条1項、刑事訴訟法218条1項、道路運送法4条1項

キーワード:一時的運送 経営 一般旅客自動車運送業

【19】飲酒直後に自動二輪車を運転した X が、運転開始後約5分で警察官に停止させられ、30分後の呼気検査で基準値以上のアルコールが検出、運転免許を取消されたため、その取消を求めた。本判決は基準につき、基準値以上のアルコールが運転時に既に血液中に吸収され呼気に含まれたと推認できる必要があるとの見解は取らず、X の請求を棄却(令和3年6月17日東京高裁)

参照条文等:道路交通法65条1項、103条1項5号、道路交通法施行令44条の3、別表第2(令和2年政令181号改正前)

キーワード:呼気検査 基準値 身体内に保有するアルコール

(その他)

【20】関西電力株式会社の監査役は社内不祥事調査のため Y1Y2 を含む 4 人の弁護士を調査委員会の委員に選任、元取締役 Z らの事情を聴取。その後同社監査役会は責任追及訴訟に Y1Y2 らを訴訟代理人に選任したところ、Z らは Y1Y2 の訴訟行為の排除を申立て、認められた(令和3年12月22日大阪高裁)

参照条文等:弁護士法25条2号、4号

キーワード:訴訟行為の排除 中立公正 弁護士の品位・信用

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】最三決令和 4 年 3 月 22 日 裁判所 HP

令和 2 年(オ)第 1413 号 損害賠償請求事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/054/091054_hanrei.pdf

立法不作為の違法を理由とする国家賠償請求訴訟において、夫婦同氏制を定める民法 750 条及び戸籍法 74 条 1 号は憲法 24 条に違反するとの意見が付された事例。

参照条文等:憲法 24 条、民法 750 条、戸籍法 74 条 1 号

【2】最一判令和 4 年 3 月 24 日 裁判所 HP

令和 2 年(受)第 1198 号 損害賠償請求事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/095/091095_hanrei.pdf

(裁判要旨)

人身傷害保険について保険会社 A が被害者 X に対して自賠償保険分を含めて一括払することを合意(以下、「人傷一括払合意」という。)した場合において、A が自賠償保険から支払を受けた損害賠償額相当額を X の損害賠償請求権の額から控除することができないとされた事例

(理由)

人傷一括払合意をした場合であっても、A が人身傷害保険金と同額を支払ったにすぎないときには、X としては人身傷害保険金のみが支払われたものと理解するのが通常である。人傷一括払合意により A が支払う金員の中に自賠償保険による損害賠償額の支払分が含まれると解すると、被害者の損害の填補に不足が生ずることとなり得るが、このような事態が生ずる解釈は、当事者の合理的意思に合致しない。

また、本件保険金請求書では、対人賠償保険金の受領の場合と人身傷害保険金の受領の場合とで異なる説明内容となっている。さらに、人身傷害保険金の受領に関する各書面の説明内容は本件約款の内容と併せ考慮すると、A が保険代位することができることについて確認あるいは承認する趣旨のものとして解するのが相当であり、X が A に対して自賠償保険による損害賠償額の支払の受領権限を委任する趣旨を含むものとして解することはできない。人傷一括払合意をしていたことは、上記の解釈を左右するものとは解し難い。

参照条文等:自動車損害賠償保障法 16 条 1 項

【3】東京高判令和 2 年 7 月 22 日 判例タイムズ 1493 号 64 頁

令和元年(ネ)第 4892 号 損害賠償請求控訴事件(取消自判、上告、上告受理申立)

X は幼少期から Z 医師(故人)により自閉症の診断を受け、治療方法としては未確立であるが同医師が提唱していた少量 L-DOPA 療法を受けていたところ、症状が悪化したばかりでなく、同療法の開始時や継続時に X の親権者である両親に医師として必要な説明をしなかったとして、Z の相続人 Y に対し損害賠償を請求した。原判決は、同療法により症状が悪化したとは認められないとする一方、医師としての説明義務違反を認め、X が同療法受けるか否かについて意思決定する権利を奪い人格権の一内容としての自己決定権を侵害したとして慰謝料 300 万円等を認めた。本判決は、原判決同様、同療法による症状悪化は認められないとした上で、医師の説明義務違反については、あくまでも診療契約に付随してどのような治療をするかを説明するものであり、その治療行為によって悪しき結果(有害事象)が全く発生していない場合に、他の治療行為を選択する権利が失われたとまで認める必要はなく、その意味では精神的損害との間に相当因果関係が認められず慰謝料請求権は発生しないとし、本件では仮に Z 医師に説明義務違反があったとしても慰謝料請求権は発生しないとして請求を棄却した。

参照条文等:民法 710 条、415 条

【4】高松高判令和 2 年 12 月 24 日 判例時報 2509 号 63 頁

令和 2 年(ネ)第 67 号 損害賠償請求事件(一部変更(確定))

Y1 社に勤務していた亡 B が長時間労働により心理的負荷がかかっている中で Y1 の常務取締役 Y3 (Y1 の代表取締役である Y2 の娘)による嫌がらせ・いじめにより業務上強度の心理的負荷を受け、精神的障害を発病し、自殺したとして、B の相続人である A(夫)、X1 及び X2(子ら)が、Y1 に対し、安全配慮義務違反に基づき Y2 及び Y3 に対し、安全配慮義務違反又は会社法 429 条 1 項に基づき損害賠償(約 6400 万円)を請求した事案。

本判決は、Y3 による嫌がらせ・いじめについて、指導の範疇を超えて不相当とし、労災の認定基準を踏まえ、心理的負荷は「中」、さらにその 3 カ月前の時間外労働が月 100 時間を超えており、恒常的な長時間労働があり、心理的負荷を全体として増加させるとして、「強」と評価して、Y1 の安全配慮義務違反を認め、Y2 及び Y3 の故意・重過失も認め、約 5000 万円の損害賠償を命じた。

参照条文等:会社法 429 条 1 項

【5】東京高判令和 3 年 1 月 29 日 判例時報 2508 号 10 頁

令和元年(ネ)第 3504 号 損害賠償請求控訴事件(変更(上告・上告受理申立て))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/294/090294_hanrei.pdf

指定暴力団の構成団体の構成員である Y9 を含むグループにより、X の息子になりすまして 1000 万円をだまし取る特殊詐欺(本件詐欺)の被害にあった X が、本件詐欺は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」)31 条の 2 の「威力利用資金獲得行為」を行うについてされたもので、Y らのうちの一部の者は指定暴力団の「代表者等」(同条本文)であり、本件詐欺は指定暴力団の事業の執行について行われたものであるとして、Y らは使用者・被用者の関係や事業監督の関係があるなどと主張し、暴対法 31 条の 2 本文、民法 715 条、719 条などに基づき、財産的損害 1000 万円、慰謝料及び弁護士費用の損害賠償請求・連帯支払を求めた事案。

原審(東京地判令和元年 5 月 24 日・判例時報 2508 号 22 頁掲載)は、Y9 は構成員と認められるが、暴力団の威力を利用したと認めることはできないし、指定暴力団の事業として本件詐欺を行ったと認めることもできないとして、Y9 に対する本件詐欺による財産的損害等の一部請求を認容する以外、その余の請求を棄却した。X が敗訴部分につき控訴した。

控訴審は、まず、Y らのうちの一部の者は暴対法 31 条の 2 の「代表者等」に該当する者であったと認められるとした。次に、同条本文が「威力を利用」するとの文言を用いており、相手方に「威力を示す」ことを要件としていないことに照らせば、同条本文の「当該指定暴力団の威力を利用して」とは指定暴力団員が当該指定暴力団に所属していることにより資金獲得活動を効果的に行うための影響力又は便益を利用することをいい、当該指定暴力団の指定暴力団員としての地位と資金獲得活動が結びついている一切の場合をいう趣旨であって、必ずしも当該暴力団の威力が被害者に対して直接示されることを要しないものと解するのが相当と判示し、Y9 が共同で行った資金獲得行為としての本件詐欺は、受け子役割実行者が指定暴力団員に対する恐怖心や経済的な恩義から受け子役割実行を継続せざるを得ない状況を作り出したり、当該人物を自らの統制下に置いて指示により役割を忠実に実行させていたこと、指定暴力団員に対する恐怖心から同人の指示に従うことを利用して本件詐欺に加担させていたこと等の具体的事実関係を認定し、本件詐欺が「当該指定暴力団の威力を利用して」行われたものと認めるのが相当であり、暴対法 31 条の 2 の「威力利用資金獲得行為」を行うについてされたものと認められるなどとして、本件詐欺により控訴人(X)が受けた損害(財産的損害 1000 万円、慰謝料 100 万円、弁護士費用 110 万円)につき、Y9 は民法 719 条 1 項前段の共同不法行為による損害賠償責任として、「代表者等」は暴対法 31 条の 2 の本文に基づく損害賠償責任として、X に対しそれぞれ相互に連帯して支払う義務がある、と判示し、原判決を変更した。

参照条文等:暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 31 条の 2

【6】札幌高判令和 3 年 2 月 2 日 判例時報 2509 号 31 頁

平成 31 年(ネ)第 136 号 損害賠償請求控訴事件(一部変更(上告))

自転車を運転していた X が Y1(Y2 の従業員)の運転する自動車と衝突し(以下、本件事故)、X が本件事故によって、高次脳機能障害、腹圧性尿失禁及び神経因性膀胱、PTSD ならびに低髄液圧症候群の各後遺障害が生じたとして、Y1 に対して、民法 709 条、Y2 に対して、民法 715 条 1 項又は自賠法 3 条に基づき、損害賠償金約 8933 万円を請求した事案。

1 審判決は、後遺障害のうち、頭痛、頸部痛、心的症状についてのみ自動車損害賠償保障法施行令別表第 2 併合 14 級に相当するとしたが、本判決は、尿失禁の発症した経緯や治療の経過を踏まえ、本件事故との相当因果関係を認め、腹圧性尿失禁及び神経因性膀胱について、同別表第 2 の 11 級 10 号に相当するとして、後遺障害を追加し、約 1573 万円の賠償金を認めた。

参照条文等:民法 709 条、715 条 1 項、自動車損害賠償保障法 3 条

【7】東京地判令和元年 9 月 4 日 判例タイムズ 1493 号 236 頁

平成 26 年(ワ)第 19860 号 損害賠償等請求事件(請求棄却、控訴(後原判決取消、訴え却下、控訴棄却、上告、上告受理申立))

日本企業 X は、米国カリフォルニア州を本拠とする Y が製造販売する PC 用部品の製造・供給を継続的に行っていたところ、Y が販売する PC 関連部品を開発し Y の要請に従って量産体制を整えたにもかかわらず、①Y から同部品の発注を突然停止され、発注再開等のために②代金減額及び③リバートの支払の要求に応じることを余儀なくされたなどとして、Y に対し債務不履行または不法行為に基づく損害賠償を請求した。

本判決は、債務不履行については、XY 間の部品の開発供給等に関する基本契約に準拠法をカリフォルニア州法とする旨の条項があり、X は同条項を定めることに特段の異議を述べておらず、Y が優越的な地位を濫用して同条項を定めたと認められない、同州法の調査及び検討は X にとって過大な負担とはいえない、同州法が X に特に不利な内容を定めているとはいえないなどとし、通則法 7 条により準拠法は同州法であるとした。また、不法行為についても、本件の各不法行為は基本契約の趣旨及び目的や各条項に定められた XY の義務の内容に照らし Y が X に対して負うべき義務の範囲を画することによってその判断が可能になるものであり、日本と比較して同州法が属する地である同州とより密接な関係を有するので通則法 20 条により準拠法は同州法であるとした上で、同州法上 Y は X に対し債務不履行責任を負わず、不法行為については X が同州法に基づく主張立証をしないので成立が認められないとし、請求を棄却した。

参照条文等:法の適用に関する通則法 7 条、17 条、20 条

【8】東京地判令和 2 年 3 月 2 日 判例時報 2509 号 50 頁

平成 30 年(ワ)第 38172 号 仮想通貨権利移転手続等請求事件(一部棄却、一部却下(控訴))

X は仮想通貨取引に関するサービスを利用するため、Y との間でサービス利用契約を締結し、アカウント(以下、本件アカウント)を開設して取引を行っていたが、本件アカウントは、大韓民国の IP アドレスから複数回ログインを受け、金銭及び仮想通貨の大部分がビットコインに換価された上で、外部コインアドレスに送付された(以下、本件各取引)。

X は、本件各取引は、第三者が本件アカウントに不正にアクセスして行った取引である等と主張して、主位的に Y との間でビットコインの寄託の目的物とする混蔵寄託契約が成立しているから、Y は X に対して寄託されていたビットコインの返還義務を負うところ、Y が本件各取引に応じた結果、履行不能となったとして債務不履行に基づく損害賠償を請求し、予備的に、不正取引である本件各取引の効力が X に及ぶことはなく、X が本件各取引に供されたビットコインを引き続き保有していることを前提に、Y に売却したとして売買代金の請求、ビットコインの権利移転手続の請求、ビットコインを保有していることの確認等の複数の予備的請求を行った。

本判決は、主位的請求については、仮想通貨は有体物ではなく、寄託契約は成立し得ないとし、予備的請求については、Y の承諾なく売買契約が成立するものではないとして代金請求を棄却し、不正アクセスの原因は X のパワ

ード管理不十分であるとして、権利移転手続を棄却し、確認の訴えは確認の利益がないとした。

参照条文等:民法 85 条、657 条、資金決済法 2 条 5 項 1 号

【9】大阪地判令和 3 年 1 月 14 日 判例タイムズ 1493 号 210 頁

平成 28 年(ワ)第 4898 号 損害賠償請求事件(一部認容、控訴)

学校法人 X は、Y に対し、①Y から購入した土地に土壤汚染対策法に基づく規制の対象となる溶出量基準値を超えるヒ素及び鉛が存在していたとして、売買契約の瑕疵担保責任等に基づき調査費用や掘削除去費用等についての損害賠償請求等として 11 億 2267 万 5800 円の支払い等を求め、②地下に新校舎建設等の工事の障害となるコンクリート等が存在していたとして、売買契約の瑕疵担保責任等に基づき撤去費用についての損害賠償請求として 536 万 0150 円の支払い等を求めた。

本判決は、土壤汚染対策法の規定、売買の交渉経緯、特約条項の文言等から、本件売買契約では上記基準値を超える特定有害物質がないことが予定されていたとして上記土壤汚染は「隠れた瑕疵」にあたり、地中埋設物についても、既存建物の基礎や図面から想定される構造物等の埋設物を除き建設の支障となる障害物が存在しないことが予定されていたとして「隠れた瑕疵」にあたりとした上で、掘削除去が義務づけられていない区域であることや、義務づけられている区域であっても実際の指示措置は地下水の水質測定や舗装、封じ込めが大半であること、汚染水の摂取による健康被害が生ずるおそれがなかったこと等から掘削除去は土壤汚染対策法に準拠するものではなく、掘削除去することが社会通念上相当とも言えないので、同費用と瑕疵との相当因果関係はないとし、調査費用及び土地の一部舗装費用並びに地中埋設物の撤去費用について相当因果関係を認め、5589 万 6585 円の支払を命じた。

参照条文等:土壤汚染対策法(平成 21 年法 23 号改正後)6 条、7 条、9 条、11 条、12 条、土壤汚染対策法施行令(平成 21 年政令 246 号改正後)3 条、5 条、土壤汚染対策法施行規則(平成 22 年環境省令 1 号改正後)30 条、31 条、36 条、53 条、別表第 2、第 3、第 5、民法(平成 29 年法 44 号改正前)570 条

【10】東京地判令和 3 年 8 月 16 日 金法 2182 号 88 頁

令和 2 年(ワ)第 11710 号 預金払戻請求事件(請求認容)

被相続人 A は、生前、いずれも金融機関である Y らに対し、預金債権を有していた。本件は、A の死亡後、A の長女である X1 及び孫である X2 が、A の自筆証書遺言中の「現金」を被相続人の長男 Z、X1 及び X2 に 3 分の 1 ずつ相続させる旨の遺言につき、「現金」には預金を含むものであり、本件自筆証書遺言により、上記各預金債権を各割合で取得した旨を Y らに対し主張し、同取得分の預金の各払戻しを求めた事案である。

本判決は、(1)本件自筆証書遺言において対象とされている財産は、「現金」のほか不動産および株式であり、その文言上、預金は対象とされていないところ、A が Y らに有していた死亡時で合計 1100 万余円に上る預金が遺言の対象から除外されていることにつき、合理的な理由は見当たらないこと、(2)本件自筆証書遺言において、「現金」は、その 3 分の 1 が相続人ではない X2 に遺贈されており、A は唯一の孫である X2 にその財産を遺贈したい旨の意向を有していたと認められるのに、A が本件自筆証書遺言作成時に現金を日常の生活費以上に保持していた様子うかがえないことに加え、(3)預金は現金化が容易であり一般に現金と同視されやすい財産であること、(4)A において特段の法律知識があった様子もないことを併せ考慮すれば、A は、本件自筆証書遺言作成の際、現金と預金の区別を意識せずに「現金」という文言を使用したものであると認められ、「現金」には預金を含むものと解するのが相当であると判示した。

参照条文等:民法 968 条

(知的財産)

【11】知財高判令和 4 年 3 月 30 日 裁判所 HP

令和3年(ネ)第10049等 特許権侵害差止等請求控訴事件 特許権 民事訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/080/091080_hanrei.pdf

発明の名称を「吹矢の矢」とする特許権を有する被控訴人(原審原告)が被告製品の製造販売等の差止め等を求めて認容された原判決について、それを不服として控訴人(原審被告)が控訴した事案であって、上記特許権の技術的範囲に属さず、均等侵害は成立しないとして、原判決を取り消した事案。

(1)構成要件B及びDの「楕円形」は、幾何学上の楕円の形状や、本件発明の実施例の形のような、楕円に近い形状であって長手方向の両端の曲率を同じくする形状は含むものと解される一方で、曲率に差のある形状は含まないものと解するのが相当である。

被告製品のピンの先端部は、「長手方向断面が、前部が曲率の緩い曲線形状、後部が略円錐形となるように円弧を描き、後部の円柱部との接合面が上下に角を有し、前記後部の角と角とを直線で結んだ形状である先端部」(構成要件b)であり、曲率に差のある形状の一端を更に一定の範囲で切断した形状というべきものであるから、構成要件B及びDの「楕円形」には含まれないから、被告製品が、文言上、本件発明の技術的範囲に属するとは認められない。

(2)本件発明の構成要件A~Eに加え、従来技術等を踏まえると、本件発明について、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分とは、ピンと巻いたフィルムによって構成される吹矢において、構成要件B~Dのうち、特に「長手方向断面が楕円形である先端部と該先端部から後方に延びる円柱部とからなるピン」、「先端部に前記ピンの円柱部すべてが差し込まれ・・・たフィルム」及び「前記フィルムの先端部に連続して前記ピンの楕円形の部分が錘として接続された」という構成を採用することにより、ピン抜けの課題と重心の課題をともに解決するという点にあると解される。

構成要件B及びDの「楕円形」の意味及び弁論の全趣旨によると、本件発明の先端部の形状と被告製品の先端部の形状について、①本件発明では「楕円形」であるのに対し、被告製品では、曲率に差のある形状を基礎として、「長手方向断面が、前部が曲率の緩い曲線形状、後部が略円錐形となるように円弧を描く形状となっていることと、②根元段差部分があることとにおいて、異なっているといえることができる。

上記のうち①について、本件発明は、少なくともピン抜けの課題の解決方法として、「長手方向断面が楕円形である先端部」という構成を採用したものと解され、「長手方向断面が楕円形」という形状を曲率に差のある形状に変更した場合、ピン抜けの課題の解決や重心の課題の解決に支障を生じ得るともいえるところ、「楕円形」としてどのような範囲内のものであればピン抜けの課題が適切に解決されるかの判断の資料となり得るデータ等は本件明細書に記載されていない。

そうすると、本件発明における「長手方向断面が楕円形」という先端部の形状の特定は、本件発明の本質的部分に含まれるものというべきであり、それを被告製品の先端部の形状に置き換えることは、本件発明の本質的部分を変更するものというべきであるから、均等侵害の第1要件を満たさない。

参照条文等:特許法70条1項、特許法102条2項

【12】東京地判令和4年3月30日 裁判所HP

令和2年(ワ)第32121号 著作権侵害差止等請求事件 著作権 民事訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/077/091077_hanrei.pdf

原告が、被告に対し、原告写真が写真の著作物に該当し、被告が被告ラベルシールを商品に付して販売する行為が原告の原告写真に係る著作権(複製権及び譲渡権)を侵害するなど主張して、被告ラベルシールの写真部分(スティック春巻、野菜及び白い皿を被写体とする部分をいう。)の差止め等を求めた事案。

原告は、原告写真と被告ラベルシールの写真部分(被告写真)とは、「被写体であるスティック春巻を2本ないし3本ずつ両側から交差させている点」、「2本のスティック春巻を斜めにカットして、断面を視覚的に認識しやすいように見せている点」、「白色で模様がなく、被写体である複数本のスティック春巻とフィットする大きさの皿を使用している点」などにおいて共通し、これらの共通する部分は創作性のある表現であるから、被告写真は原告写真を複製し

たものに当たる旨主張する。

しかし、スティック春巻を盛り付ける場合に、「重ね盛り」の方法によってスティック春巻を数本ずつ交差させて配置することは、スティック春巻を撮影する場合に一般的に行われるものである。また、具が衣に包まれているという春巻の形状に照らすと、春巻の具を撮影するためには春巻をカットしなければならないし、その際、具を強調するために、断面積が大きくなるよう、斜めにカットすることは、スティック春巻を撮影する際に一般的に採用され得る手法といえることができる。また、白色で模様がなく、黄土色のスティック春巻とフィットする大きさの皿を使用することは、スティック春巻の写真を撮影する上で一般的に行われ得るといえることができる。

したがって、原告写真と被告写真は、ありふれた表現が共通するにすぎず、原告写真と被告写真との間で創作的表現が共通するとは認められないから、被告写真が原告写真を複製したものに当たるとは認められない。

以上によれば、被告が、被告ラベルシールを制作し、商品に貼って食品スーパーマーケット及び量販店に販売することが、原告写真に係る原告の著作権(複製権及び譲渡権)を侵害するとは認められない、として原告の請求は棄却された。

参照条文等:著作権法 21 条、26 条の 2、112 条

(民事手続)

【13】最三判令和 4 年 4 月 12 日 裁判所 HP

令和 3 年(受)第 919 号 共有持分権確認請求事件(破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/095/091095_hanrei.pdf

(裁判要旨)

権利能力のない社団である X が提起した建物の共有持分権確認請求訴訟において控訴審が X の請求につき共有持分権の構成員全員への総有的帰属の確認を求める趣旨か否かについて釈明権を行使することなく棄却したことに違法があるとされた事例

(理由)

本件の第 1 審及び原審において、X が所有権等の主体となり得るか否かが問題とされることはなかった。権利能力のない社団がその名において取得した資産は、その構成員全員に総有的に帰属するものであるところ(最高裁昭和 35 年(オ)第 1029 号同 39 年 10 月 15 日第一小法廷判決・民集 18 卷 8 号 1671 頁参照)、当事者双方とも上記判例と異なる見解に立っていたものとはうかがわれない。そうすると、本件請求については、本件建物の共有持分権が X の構成員全員に総有的に帰属することの確認を求める趣旨に出るものであると解する余地が十分にあり、原審は、上記共有持分権が X 自体に帰属することの確認を求めるものであるとしてこれを直ちに棄却するのではなく、X に対し、本件請求が上記趣旨に出るものであるか否かについて釈明権を行使する必要があったといわなければならない。

参照条文等:民事訴訟法 149 条

(刑事法)

【14】最三決令和 4 年 2 月 25 日 裁判所 HP

令和 3 年(あ)第 96 号 金融商品取引法違反被告事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/949/090949_hanrei.pdf

(事案)

被告人は、A 証券会社(以下「A 社」という。)と C 社とのファイナンシャルアドバイザー契約の締結に関し、D 社の株券の公開買付(以下「本件公開買付」という。)実施に関する事実を、A 社の従業者として、その職務に関し知った。

その経緯は、以下のとおりである。すなわち、C 社は A 社との間で本件公開買付に向けたファイナンシャルアドバ

イザリ契約を締結して、A社のF部が担当したため、F部のBらは本件公開買付の実施に関する事実を知った。被告人は、F部に所属し、本件公開買付に係る案件の担当ではなかったが、Bと同じ室内で執務していた。被告人は、F部の担当業務が記入された共有フォルダ内の一覧表を閲覧し、Bが本案件を担当し、同案件はA社とファイナンシャルアドバイザー契約を締結している上場会社が、その上場子会社の株券の公開買付を行い、完全子会社にする案件であることを知った。

被告人は、自席において、電話中のBが不注意で顧客の名前を「C」と口にするのを聞き、本案件の公開買付者がC社であるという事実を知った。C社の有価証券報告書を調べた被告人はC社の上場子会社がD社のみであることを確認した。

そこで、被告人は、知人EにD社の株券を買い付けさせて利益を得させる目的で、本件公開買付実施の事実の公表前にEに同事実を伝達し、Eにおいて、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前、証券取引所においてD社株券を買い付けた。

原判決は、被告人が本件公開買付の実施に関する事実を職務に関し知った場合に該当すると解し、金融商品取引法197条の2第15号、167条の2第2項(167条1項6号)を適用した第1審判決を是認した。

(判旨)

被告人は、その立場の者がアクセスできる本件一覧表に社名が特定されないように記入された情報と、F部の担当業務に関するBの不注意による発言を組み合わせるにより、C社が上場子会社の株券の公開買付を行うことを知ったのであり、証券市場の公正性、健全性に対する一般投資家の信頼を確保するという金融商品取引法の目的に照らし、被告人において本件公開買付実施の事実を知ったことは同法167条1項6号にいう「その者の職務に関し知ったとき」に当たる。よって、第1審判決を是認した原判断は正当であるから、上告を棄却する。

参照条文等:金融商品取引法167条1項6号

【15】最二判令和4年4月18日 裁判所HP

令和2年(あ)第131号 横領被告事件(原判決破棄、差戻し)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/098/091098_hanrei.pdf

(事案)

被告人は、Aが取締役を務める有限会社BがC所有の土地(以下「本件土地」という。)の購入にあたり、本件土地の農地転用許可を得るために本件土地の登記簿上の名義人を一旦被告人とし、農地転用許可手続き及び資材置き場として使用するための造成工事終了後にBに本件土地の所有権移転登記をする旨Aの兄Dと約束し、被告人が代表理事を務めるE組合にCが本件土地を売却する旨の合意書を作成し、その際、土地代金500万円をDに支払わせ、同組合を登記簿上の名義人として本件土地をBのために預かり保管中、D、Bに無断で本件土地を売却しようと企て、株式会社Fに、本件土地を代金800万円で売却譲渡した上、同社への所有権移転登記手続きを完了させた。

第1審判決で、被告人は、本件土地は自己の出捐で取得したものであるから、刑法252条1項の「他人の物」には当たらないと主張したが、第1審判決は、本件土地の買主はBであるとして、被告人を懲役1年6月に処した。

被告人が、第1審判決に対して控訴したところ、原判決は、農地転用目的で所有権を移転するためには、農地法所定の許可が必要である以上、この許可を受けていないBに本件土地の所有権は移転せず、Bを被害者とする横領罪は成立し得ないとして、第1審判決を破棄して被告人を無罪とした。

(判旨)

農地の所有者たる譲渡人と譲受人との間で農地の売買契約が締結されたが、譲受人の委託に基づき、第三者名義を用いて農地法所定の許可が取得され、当該第三者に所有権移転登記が移転された場合において、当該第三者が当該土地を不法に領得したときは、当該第三者に刑法252条1項の横領罪が成立する。

本件において、被告人は、原審でも、自己の出捐で前記組合が本件土地の所有権を取得したとして、事実誤認を主

張していたが、原判決はこの主張について判断をしていない。この主張が認められれば、横領罪の成立は否定されるから、この主張について判断した上で、本件の具体的事実の下での横領罪の成否を判断すべきである。

よって、原判決は破棄し、更に審理を尽くさせるため本件を東京高等裁判所に差し戻す。

参照条文等:刑法第 252 条 1 項

(公法)

【16】最三判令和 4 年 3 月 22 日 裁判所 HP

令和 3 年(行ヒ)第 62 号 不動産取得税賦課処分取消請求事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/034/091034_hanrei.pdf

いわゆる一括分割により不動産を取得した場合における地方税法 73 条の 7 第 2 号の 3 括弧書きの「分割前の当該共有物に係る持分の割合を超える部分」の有無等について、分割の対象とされた個々の不動産ごとに、分割前の持分の割合に相当する価格と分割後に所有することとなった不動産の価格とを比較して判断すべきものと解するのが相当であると判示した。

参照条文等:地方税法 73 条の 7 第 2 号の 3

【17】最三判令和 4 年 4 月 19 日 裁判所 HP

令和 2 年(行ヒ)第 283 号 相続税更正処分等取消請求事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/105/091105_hanrei.pdf

相続税の課税価格に算入される財産の価額について、財産評価基本通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが租税法上の一般原則としての平等原則に違反するものではないと解するのが相当であると判示した。

参照条文等:相続税法 22 条、財産評価基本通達

【18】大阪高判令和 3 年 2 月 4 日 判例時報 2508 号 31 頁

令和 2 年(ネ)第 1725 号 損害賠償請求控訴事件(変更・請求一部認容(上告受理申立・上告不受理))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/095/090095_hanrei.pdf

市民団体が開催する米軍基地建設反対に関する集会の開催地へ往復するために集会の参加者を労働組合たる法人 X が所有・使用する自家用バスその他のバス等に乗車させ、乗車料金を徴収したことにつき、Y(大阪府)の公務員である警察官が、道路運送法 4 条 1 項所定の一般旅客自動車運送事業を経営したものに当たるとして、これを被疑事実として、X の組合事務所を捜索すべき場所とする捜索差押許可状を請求し、請求どおりの捜索差押許可状が発布された事案において、X が、違法な公権力の行使に当たると主張して、Y に対し国賠法 1 条 1 項に基づく損害賠償請求をした事例。

原審(大阪地判令和 2 年 7 月 17 日・判例時報 2508 号 40 頁掲載)は、X 主張の行為の違法性を認めず、請求を棄却した。X が控訴した。

控訴審は、道路運送法 4 条 1 項にいう一般旅客自動車運送事業の「経営」に当たるというためには、常時他人の需要に応じて反復継続する目的をもって運送行為をなすことを要し、一時的運送にすぎない場合は含まれないとしたうえで、市民団体が開催する集会の参加者の需要に応じて運送行為を行っているところ、市民団体は年にわずか 1、2 回開催する集会の参加者の便宜のためにバスを運行しているに過ぎないのであるから、一時的な運送にすぎず、「経営」に当たらないことが明らかで、道路運送法 4 条 1 項違反の具体的な嫌疑が存在するとした警察官の判断は、捜索差押許可状の請求時において、捜査機関が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により導き出されたものとは言えないから、本件捜索差押許可

状の請求はその余の点について検討するまでもなく違法であり、警察官には過失がある、と判示し、X の損害 11 万円(うち 1 万円は弁護士費用)の範囲で X の請求を一部認め、原判決を変更した。

参照条文等: 国家賠償法 1 条 1 項、刑事訴訟法 218 条 1 項、道路運送法 4 条 1 項

【19】東京高判令和 3 年 6 月 17 日 判例タイムズ 1493 号 27 頁

令和 2 年(行コ)第 153 号 運転免許取消処分取消請求控訴事件(取消、一部訴え却下、一部請求棄却、上告、上告受理申立(後上告棄却、上告受理申立不受理))

X は、平成 28 年 11 月 3 日午後 4 時 30 分頃、焼酎の水割りを飲み始め、その直後に普通自動二輪車を運転していたが、同日午後 4 時 35 分頃に警察官に停止を求められ、その約 30 分後に呼気検査を受けたところ、呼気 1l につき 0.16mg のアルコールが検出され、運転免許取消処分等を受けた。X は酒気帯び運転の事実はないとして同処分の取消し等を求めた。道路交通法施行令 44 条の 3 の定める「血液 1ml につき 0.3mg 又は呼気 1l につき 0.15mg」の基準については、運転時に呼気検査がされたと仮定して同基準以上のアルコールが検出されたであろうと推認できる必要がある、言い換えれば、上記の量のアルコールが運転時に既に血液中に吸収され呼気中に含まれるに至っていたと推認できる必要があるとする見解があるところ、本判決は、同見解は取らず、同基準は「身体内に保有するアルコール」の量の徴表としての数値として解すべきであり、X は運転終了後呼気検査までの間にアルコールを追加摂取しておらず、呼気検査の結果同基準以上のアルコールが検出されているのであるから、X は同基準を超える呼気 1l につき 0.16mg に対応する「アルコールを身体に保有した状態」で車両を運転していたと認められるとし、請求を棄却した。

参照条文等: 道路交通法 65 条 1 項、103 条 1 項 5 号、道路交通法施行令 44 条の 3、別表第 2(令和 2 年政令 181 号改正前)

(その他)

【20】大阪高決令和 3 年 12 月 22 日 判例タイムズ 1493 号 50 頁

令和 3 年(ラ)第 580 号 訴訟代理人による訴訟行為の排除を求める申立却下決定に対する抗告事件(取消自判、許可抗告)

X(関西電力株式会社)の監査役は社内の不祥事を調査するために令和 2 年 3 月 30 日に取締役責任調査委員会を設置し、Y1Y2 を含む 4 人の弁護士を委員に選任した。委員は同年 4 月及び 5 月に元取締役 Z らの事情を聴取したが、その際、Z らは、同委員会は社外の権威のある専門家委員が公正中立の立場から訴訟提起の可否を調査・検証するものであり、元取締役らの責任追及訴訟が提起された場合に敵対する立場に立つことはない信頼していたことなどから、弁護士の同席を要請しないまま事情聴取に応じた。

その後、同委員会は同年 6 月 8 日に監査役会に対し責任追及訴訟を提起すべきとする報告書を提出し、監査役会は Y1Y2 を含む 5 名の弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟提起したため、Z らは Y1Y2 の訴訟行為の排除を申立てた。本決定は、①Y1Y2 が訴訟代理人として職務を行うことは Z らの信頼を裏切ることになり弁護士法 25 条 2 号の趣旨に反する、②Y1Y2 は形式的には弁護士法 25 条 4 号の「公務員」にはあたらないが、その立場は同号が想定する裁判官と変わることはない等とし、Y1Y2 が、中立公正という立場を一変させ、X の利益の代弁者として Z らと敵対することを是認することは弁護士という職業の品位・信用を失墜させるなどとして、弁護士法 25 条 2 号 4 号を類推適用し訴訟行為の排除を認めた。

参照条文等: 弁護士法 25 条 2 号、4 号

(紹介済み判例)

最三判令和 2 年 7 月 7 日 判例時報 2509 号 27 頁

平成 31 年(受)第 184 号 親子関係存在確認請求事件(一部破棄差戻)

→法務速報 231 番 1 号にて紹介済み。

大阪地判令和 3 年 2 月 16 日 判例タイムズ 1493 号 118 頁
平成 29 年(ワ)第 8834 号 損害賠償請求事件(一部認容、控訴(後控訴棄却))
→法務速報 247 号 4 番にて紹介済み

最三小判令和 3 年 3 月 2 日 金法 2182 号 77 頁
令和 2 年(受)第 763 号 不当利得返還請求事件(破棄自判)
→法務速報 239 号 19 番で紹介済み

最一判令和 3 年 3 月 25 日 金法 2182 号 70 頁
令和 2 年(受)第 753 号 退職金等請求事件(上告棄却)
→法務速報 240 号 1 番で紹介済み

最二決令和 3 年 4 月 14 日 判例時報 2509 号 12 頁
令和 2 年(許)第 37 号 訴訟行為の排除を求める申立ての却下決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告
事件(破棄自判、抗告棄却)
→法務速報 248 号 17 番、250 号 8 番にて紹介済み

最三判令和 3 年 6 月 15 日 判例時報 2509 号 6 頁
令和 2 年(行ヒ)第 102 号 情報不開示決定取消等請求事件(破棄差戻)
→法務速報 242 号 23 番、248 号 15 番にて紹介済み

最三判令和 3 年 6 月 22 日 判例時報 2508 号 5 頁
令和 2 年(行ヒ)第 337 号 過誤納付金還付等請求事件(破棄差戻)
→法務速報 243 号 19 番にて紹介済み

最三判令和 3 年 6 月 29 日 判例タイムズ 1493 号 17 頁
令和 2 年(受)第 205 号、令和 3 年(オ)第 577 号 報酬等請求本訴、不当利得返還請求反訴、民訴法 260 条 2
項の申立て事件(破棄差戻)
→法務速報 243 号 2 番にて紹介済み

最二判令和 3 年 7 月 19 日 判例タイムズ 1493 号 22 頁
令和元年(受)第 1968 号 損害賠償請求事件(破棄差戻)
→法務速報 244 号 9 番にて紹介済み
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/486/090486_hanrei.pdf

最二小判令和 3 年 7 月 19 日 金法 2183 号 80 頁
令和元年(受)第 1968 号 損害賠償請求事件(破棄差戻)
→法務速報 244 号 9 番にて紹介済み

2. 令和4年(2022年)4月20日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

・衆法 208 9

津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

…地域の特性に応じた津波避難施設等の整備の推進の規定、津波対策における情報通信技術の活用に関する規定の追加、国の財政上の援助に関する規定の有効期限を令和9年3月31日まで延長すること等を定めた法律。

・衆法 208 11

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

…特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく対策事業を実施し、同法の有効期限を更に5年延長することを定めた法律。

・衆法 208 12

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律

…豪雪地帯対策についての基本理念、豪雪地帯の特性を踏まえた防災に関する施策の促進、財政上の措置等、幹線道路の交通の確保等を定めた法律。

・衆法 208 13

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

…各議院の議長、副議長及び議員が令和4年6月に受ける期末手当等に関する特例措置を講ずることについて定めた法律。

・衆法 208 14

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

…国会議員の秘書が令和4年6月に受ける期末手当等に関する特例措置を講ずることについて定めた法律。

・衆法 208 15

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

…一般職の国家公務員に準じて、国会職員について育児休業の取得回数の制限を緩和することを定めた法律。

・衆法 208 29

国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

…文書通信交通滞在費の名称を調査研究広報滞在費に改め、国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うために支給すること等を定めた法律。

・閣法 208 1

所得税法等の一部を改正する法律

…給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度の拡充、特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の拡充等、脱炭素社会を実現する等の観点から住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の見直し等を定めた法律。

・閣法 208 2

警察法の一部を改正する法律

・・・国家公安委員会及び警察庁の所掌事務に重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務等を追加すること、警察庁の組織にサイバー警察局を設置すること等を定めた法律。

・閣法 208 3

地方税法等の一部を改正する法律

・・・商業地等に係る令和4年度分の固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長等を定めた法律。

・閣法 208 4

地方交付税法等の一部を改正する法律

・・・令和4年度分の地方交付税の総額の特例措置、行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正等を定めた法律。

・閣法 208 5

関税定率法等の一部を改正する法律

・・・個別品目の関税率の見直し、海外事業者が郵送等により国内に持ち込む商標権・意匠権侵害物品の輸入してはならない貨物への追加、暫定関税率の適用期限の延長等を定めた法律。

・閣法 208 6

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

・・・国際開発協会の第20次増資に伴い、日本が追加出資を行い得るよう所要の措置を講ずることを定めた法律。

・閣法 208 7

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

・・・人事院の国会及び内閣に対する令和3年8月10日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の期末手当の額の改定を行うことを定めた法律。

・閣法 208 8

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の期末手当の額の改定を行うことを定めた法律。

・閣法 208 9

国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

・・・人事院の国会及び内閣に対する令和3年8月10日付けの意見の申出に鑑み、一般職の国家公務員及び防衛省の職員について育児休業の取得回数の制限を緩和するとともに、行政執行法人の非常勤の職員について介護休業の取得要件を緩和することを定めた法律。

・閣法 208 10

保険業法の一部を改正する法律

…生命保険契約者保護機構に対する政府補助の措置の期限延長を行うことを定めた法律。

・閣法 208 12

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

…判事補の員数の減少、裁判官以外の裁判所の職員の員数の減少を定めた法律。

・閣法 208 13

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律

…裁判官について育児休業の取得回数の制限を緩和することを定めた法律。

・閣法 208 14

雇用保険法等の一部を改正する法律

…雇用保険について、雇止めによる離職者の給付日数の特例等の期限の延長、労働者になろうとする者に関する情報を収集して行う募集情報等提供事業に係る届出制の創設、雇用保険制度の安定的運営のための国庫負担の見直し及び雇用保険料率の暫定措置の見直し等を定めた法律。

・閣法 208 15

令和9年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

…令和9年に開催される国際園芸博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際園芸博覧会協会の指定、国の補助、国有財産の無償使用、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等を定めた法律。

・閣法 208 16

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

…一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の期末手当を改定することを定めた法律。

・閣法 208 17

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律

…国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準の改定、基幹放送事業者における中波放送の超短波放送への転換に伴い、超短波放送の放送設備による政見放送をすることができることとすること等を定めた法律。

・閣法 208 19

土地改良法の一部を改正する法律

…農業用排水施設の豪雨対策を目的とした急施の防災事業の実施、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とした土地改良事業の拡充等の措置を定めた法律。

・閣法 208 21

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律

…沖縄振興特別措置法等の有効期限の延長、事業者が作成する観光地形成促進措置実施計画等について沖縄県知事の認定制度の新設、駐留軍用地が段階的に返還される場合の拠点返還地の指定要件の緩和等を定めた法律。

・閣法 208 24

2025年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法

…令和7年に開催される2025年日本国際博覧会の準備運営のため、国際博覧会条約第12条の規定に基づく政府代表として2025年日本国際博覧会政府代表を置くこととし、その任務、給与等について定めた法律。

・閣法 208 26

防衛省設置法等の一部を改正する法律

…自衛官定数の変更、外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送の要件等の見直し、麻薬等の譲渡に係る特例規定の整備及び保険医療機関等から診療を受けようとする自衛官等に係る電子資格確認の導入等を定めた法律。

・閣法 208 28

貿易保険法の一部を改正する法律

…輸出入、貸付け及び海外投資に係る貿易保険の填補事由等の拡大、新たな貿易保険の創設、株式会社日本貿易保険による外国法人への出資業務の追加等を定めた法律。

・閣法 208 31

博物館法の一部を改正する法律

…博物館の登録の要件等の見直し、博物館の設置者に対する都道府県教育委員会の勧告及び命令等の制度の創設、学芸員補の資格の要件の見直し等を定めた法律。

・閣法 208 52

道路交通法の一部を改正する法律

…特定自動運行に係る許可制度の創設、特定小型原動機付自転車及び遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定並びに特定免許情報の個人番号カードへの記録に関する規定の整備等を定めた法律。

3. 4月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

狩倉博之／編著 学陽書房 258頁 3,850円

7士業が解説 弁護士のための遺産分割—税務、登記、建築、鑑定を踏まえた紛争解決

大畑敦子 横山宗祐 山崎岳人／編 新日本法規 267頁 4,400円

令和3年改正民法対応 負動産をめぐる法律相談 実務処理マニュアル

大塚正之／著 日本加除出版 415頁 4,950円

不貞行為に関する裁判例の分析 慰謝料算定上の諸問題★

山本和彦／編著 有斐閣 380頁 5,280円

子の引渡手続の理論と実務

梶村太市 石井久美子 貴島慶四郎 芝口典男／編 585頁 8,140円
相続・遺言・遺産分割（最新裁判書式体系1）

弁護士法人Y&P法律事務所 税理士法人山田&パートナーズ／著 第一法規 307頁 3,300円
新民法で変わった保証制度と税務 ―契約時から履行・求償まで 顧問先への対応ポイントをQ&Aでつかむ! ―

4. 4月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

兵庫県弁護士会消費者保護委員会／編 民事法研究会 437頁 5,280円
旅行トラブルの裁判例と実務 旅行等をめぐるリスクと法的責任★

澤口 実／監修 渡辺邦広／編著 若林功晃 松村謙太郎 飯島隆博 坂尻健輔／著 商事法務 240頁 3,080円
任意の指名委員会・報酬委員会の実務

久禮義継／著 中央経済社 359頁 4,400円
再生 M&A の教科書: 土業専門家・専門業者等のための実務知識

倉持俊宏／編集代表 吉田正宏 宮 友一 河原塚泰 原島一郎 富士崎真治／著 立花書房 2,640円
サイバー捜査デジタルフォレンジック実務ハンドブック

破産事件の現場力研鑽会／編 ぎょうせい 333頁 3,740円
弁護士の現場力 破産事件編 事件の申立てから終了までのスキルと作法

5. 発刊書籍<解説>

「不貞行為に関する裁判例の分析 慰謝料算定上の諸問題」

「家庭の法と裁判」で連載されていた「不貞行為慰謝料に関する裁判例の分析」に更に追加して近時の東京地裁における裁判例273件を分析している。慰謝料額の算定に影響を与えた事情・要素を知ることができ、主張立証において、役に立つ本である。

「旅行トラブルの裁判例と実務 旅行等をめぐるリスクと法的責任」

旅行全般に関する法的トラブルの裁判例をほぼ網羅的に取り上げて消費者保護の視点から解説している。検索も使いやすく当該分野の案件を扱う際に参考になる本である。